

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所 在 地	千葉県松戸市稔台一丁目25番地6
評価実施期間	2024 年 5 月15日～ 2024 年 12 月 20日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	AIAI NUSERY 第二新柏 アイアイナーサリー ダイニシンカシワ		
所 在 地	〒277-0084 千葉県柏市新柏1810-5		
交通手段	電車・徒歩		
電 話	04-7192-8951	F A X	04-7192-8961
ホームページ	https://nursery.aiai-cc.co.jp/		
経 営 法 人	AIAI Chid Care 株式会社		
開設年月日	2022年4月1日		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	10	11	11	11	11	60		
敷地面積	549.48㎡			保育面積			226.34㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育 ○		病後児保育 ○		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	内科検診(年2回)・歯科検診(年1回)・尿検査(4,5歳児年1回)・身体測定(毎月)								
食事	給食提供								
利用時間	7:00~19:00								
休 日	日曜・祝日・年末年始								
地域との交流	あり								
保護者会活動	運営委員会(年1回)・懇談会(年2回以上)								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	8	19	27	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	24		1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市役所こども部保育運営課に申し込み	
申請窓口開設時間	8：30～17：15	
申請時注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者代表者が柏市に居住している（住民票がある）こと 令和7年3月31日 ●入園希望月1日時点で、希望保育園等の受入れ可能な保育年齢（月齢）を経過していること ●集団保育が可能と判断されること ●教育・保育給付認定の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態であること 	
サービス決定までの時間	申し込み時期によって変動あり	
入所相談	柏市役所こども部保育運営課	
利用代金	延長保育料・給食の食材費・実費徴収	
食事代金	副食費(5,000円)・主食費(1,000円)	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>(保育理念) 一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること (保育目標) 向上目標／人間関係の向上・精神衛生の向上・身体機能の向上 育成目標／社会力の育成・養護力の育成・人間力の育成</p>
<p>特 徴</p>	<p>子どもたちは無限の可能性を持って、日々成長していきます。 「AIAI NURSERY」では、家庭的なあたたかい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりの欲求に耳と心をかたむけ、寄り添い、それぞれが「生まれながらに持った素晴らしい力」を大切にしながら、豊かな成長を遂げられるよう見守っていきます。 そして、子どもたち自らが明るい未来を創っていく基礎となる、「笑顔と元気」「生きる力と考える力」を養っていきます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き家庭の増加で保育所に入る子どもの数は急増し、0.1.2歳児の入所が増加した。0.1.2歳児が園での保育滞在時間が長時間にわたる事に対してどんな保育をするかということに常に意識し保育を行った。また3歳以上の保育については、幼稚園教育要領、こども園教育・保育要領、と共に3つの幼児教育機関は共通して修了時の子どもの姿を意識して保育を行い、小学校へのスムーズな接続を目指した。今後益々保育所は、幼児教育機関としての機能を果たしていかなければならない。第二新柏園は、保育室内面積を広く確保している事から1・2・3歳児で弾力化で定員以上の園児を受け入れた。新園の為、45歳児が少ないという現状であった。 ・第二新柏園では、実践で得た成果を職場で共有し職員全体の力にしていく。職場全体の保育の質の向上に努めると共に、保護者支援を重点的に行う。子どもたちが元気に笑顔で過ごせるよう、明るくあたたかく子どもを育み、一人一人の豊かな個性をのばしていく園にしたい。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1. 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に力を入れて取り組んでいます。</p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針は本年度は「保育力を上げる」と明示しています。職員の目指す役割、能力の基準は「正社員園務分掌」「AIINURESERY職務分掌表」等で明確にしています。研修は「年度保育年間研修計画」表にて明確になっています。職員は「人事評価シート」で自ら課題(目標)を決め施設長との1on1を通して評価・指導を受けます。特徴的なのは一般職員の育成にとどまらず「施設長ライセンス制度」という、施設長が努力することによって「母店施設長」(支施設を束ねる)を目指すことができる制度があることです。職員は、子どもの尊重、基本的人権の配慮について年に1回コンプライアンス研修を受ける事で周知と理解を深めています。新入社員については「スタートアップ研修」その後の「フォローアップ研修」で周知しています。このように入社時から始まり連続と教育制度を回すことで職員の知識・技術・倫理観の育成に積極的に取り組んでいます。</p>
<p>2. 年間計画に基づき食育活動を積極的に実践し、子どもの興味関心を高め保護者の満足感も得られています。</p> <p>食育の全体計画に基づき、子どもの発達段階に応じた健康な身体作りだけでなく、健全な食育を目指して、季節に由来する献立や食への好奇心を高める体験、社会的ルールおよび地域貢献に至るまで、幅広く保育実践の中で展開しています。子どもが興味関心を持てる食育に関し、教材の工夫や食育活動の実践、評価、検討をしています。教材の活用は多様で紙芝居、クイズ等ほか、栽培から収穫、クッキング体験(野菜スタンプ、ピザ作りなど)も好評です。また「芋ほり体験」など地域交流も親しみながら、食育のねらいを具現化し保育の中に取り入れています。野菜の栽培活動では大きく育て調理体験で味わう一連の体験で、人や自然に対する感謝の気持ちを育んでいます。給食では子ども用テーブルや椅子の高さを変えたり、無理強いしない関わりで落ち着いて楽しめるよう配慮しています。また発達や健康状態の応じた提供マニュアルや宗教食対応を整備し個別の食事提供も可能です。こうした丁寧な食育について保護者に紹介するよう記録を整備し、保護者アンケート調査でも満足度の高さを示しています。</p>
<p>3. 一人ひとりの子どもに丁寧にに関わり、子どもの主体性が発揮できるよう保育実践に取り組んでいます。</p> <p>園では子どもが安心と信頼感をもって生活し、主体性を発揮しながら「みらいの力」を育めるよう園内外の環境整備や対策に取り組んでいます。また、より良い人間関係を構築できる礎として、保育士は子どもの代弁者として向き合いながら気持ちをくみ取り、例えば「なぜ泣いているのだろう」、「怒っているのはどうしてだろうか」と想いを寄せ、一人ひとりと丁寧に話すようにしています。その中で子どもが主体的にやりたい気持ちを尊重し、楽しさを実感できる保育に繋がっています。園は少人数制で、子どもが遊具で夢中になり自分のやりたいことに満足して楽しめるスペースもあります。安定して過ごす様子や会話からも「笑顔と元気があふれるもう一つの家」として、たくさんの愛情を受けていることが窺い知れます。子どもが見守られて安心感を抱き、それが情緒の安定に繋がるように職場にも過度の緊張やピリピリした雰囲気はなく、職員同士の関係性も良好で相談しやすく相互の協力体制の中で、子どもの主体性が発揮できる保育を実践しています。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1. 利用者に苦情窓口の認知を高めることを期待します。</p> <p>苦情の担当窓口は「重要事項説明書」やホームページに記載しています。苦情等に関するマニュアルは「虐待防止/苦情対応マニュアル」があり手順に沿って対応していきます。苦情があった場合園で解決できる場合は職員会議に諮って検討し保護者に説明し解決を図っています。園での取り扱いが困難な場合は共有会議(ブロック会議、エリア会議)に上げて対応しています。苦情解決の内容は園の「運営委員会」にて議事録にまとめ全保護者に通知します。苦情情報は記録し本社へも通知します。今回、第三者評価機関の保護者へのアンケート結果で苦情窓口の設置を知っている保護者が19%不足という結果になっています。園では定期的に保護者の意見を保護者会、懇談会、保護者面談等の場で伺い、また日常的には送迎時の会話や「連絡帳袋」、ICTの利用と様々な場面で意見の把握に努めています。以上の状況を前提にすると、アンケートにおける認知の状況は普段から利用者が職員と話をする環境が出来ていて、利用者は苦情専用窓口には特段の必要を感じていない結果とも解釈できます。それであっても、正式な窓口として案内を掲示したり、「重要事項説明書」に載せていることであり利用者には少しでも周知が進むよう今後のPRIに期待します。</p>

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

苦情窓口の周知に関して、保育園でも課題と感じる。対策としては、等降園用タブレットの近くに分かりやすい掲示を行ったり、苦情窓口を記載した掲示物を見やすい場所に張り直しを行う取り組みを行った。また、現状通り何時でも保育者や施設長に直接相談等が出来る用、風通しの良い保育園運営を引き続き行って行く事を継続する。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0		
		4 人材の確保・養成	7 人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			9 職員の就業への配慮	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の質の向上への体制整備	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			13 利用者満足度の向上	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0		
			16 提供する保育の標準化	提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0	
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
				33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				136	0		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 理念・方針・目標は正面玄関に額に入れて掲示しているほか、パンフレットや「重要事項説明書」、「事業計画書」、ホームページ等に記載しています。理念・基本方針からは施設が実施する保育の内容や使命、目指す方向等を読み取ることができます。理念・方針には保育所書保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 理念・方針・目標は正面玄関に額に入れて掲示しているほか、パンフレットや「重要事項説明書」、「事業計画書」、ホームページ等に記載して職員はいつでも見ることができます。職員会議では理念・方針の理解を深めるために職員は因数分解(テーマを掘り下げるワーク手法)の手法で話し合い理解を深めています。また全職員はビデオカンファレンスで学び実践面での振り返りや反省をしています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 利用者に対しては入園説明会で「重要事項説明書」等を使って理念・方針を説明しています。また実践面は行事やイベント、日常の様子をホームページに載せたり、懇談会で行事の例えば「おいもほり」「遠足会」等プリントなどで説明しています。利用者個々への伝達にはクラスの子どもの「連絡帳袋」を使い直接手紙等を入れてやり取りをしています。利用者からもアンケートの回収や申込書などを渡す手段として利用しています。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント) 中長期計画は本部の管轄ですがその方針を踏まえて事業計画を策定します。施設長は保育士、栄養士、保育支援員等から日常的な会話を通して広く意見を聞き、職員会で話し合い現状の分析を行って重要課題を明確にしていきます。行事が終わった後にアンケートをとり分析・評価を行い重要課題を明確にして次回に繋げていきます。利用者とはチャットアプリ等を使うことで結果等を報告しホームページもアップして運営の透明性を確保しています。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント) 各計画の策定は昨年の実績(評価、反省、課題)を踏まえて職員で話し合いそれぞれ担当の職員を中心に企画し、職員会での論議をへて全員に周知徹底しています。施設長(幹部職員)は日ごろから職員が意見を述べやすいように、例えば、まず職員が話す、否定しない、謙虚な態度で聞く等の工夫をし職員が幹部職員と対等に話し合えるよう努めています。年度終了時はもとより、各行事の前には職員会議を行い周知の徹底と実施後には反省会を行い評価し課題を出し合います。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 施設長は方針の実践面での確認を職員会議や行事後の反省会で行い、次回に向けての課題や改善の方針を明らかにして指導力を発揮しています。施設長は職員の意見を尊重し、例えば行事の役割を決める際には保育士同士の話し合いを尊重し自らは加わらずに担当者の企画を支援します。職員は自らの知識や技術の向上のため年間の研修計画「保育年間研修計画」に基づき外部研修を受ける他、2か月に1回ビデオカンファレンスを受けて意欲向上や自信を付けていきます。施設長は職員との人間関係や評価の公平を保つために、例えば1日一回は必ず全職員に声を掛け仕事の進捗について会話する等して自らが現状の把握に努めています。</p>	

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 順守すべき法令や倫理は「社誌」にまとめられ全職員に配り、事務所には据え置いていつでも見ることができます。新入職員には「スタートアップ研修」を受け、終了後は「フォロー研修」を受ける事で必要な法令等が身につくよう支援しています。全職員は年に1度、コンプライアンス研修があり動画研修後テストを受け不合格者は再度研修を受ける仕組みになっています。このような教育方針のもとでプライバシー保護の考え方への理解と周知を職員に浸透させています。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 人材の確保については施設長から母店施設長(地域を束ねる責任者)を通して進めています。職務内容や職務権限は「正社員園務分掌」「AIAINURESERY職務分掌表」等で明確にしています。職員は年2回「保育内容等の自己評価シート」や「虐待チェックシート」で自己評価を行い客観的に自らを振り返り課題点を見つけています。職員の人事評価は年に2回自ら立てた目標を基に施設長と話し合いを行って評価する仕組みになっています。新卒者については1on1という先輩保育士と悩み相談や話し合いの機会を設け育成を支援をしています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した課題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータはパソコンに入力し本部に送ります。施設長は休暇の取得や時間外労働のデータを基にして職員のシフトを打診し労働の公平化に努めています。特に有給休暇は施設長が職員に声を掛け本人が望む日に取得できるよう支援しています。職員の悩みの相談については施設長のみならず定期的に母店施設長が訪問し職員は直接話をする仕組みができています。休暇はリフレッシュ休暇や誕生日休暇を設けています。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 本部の中長期計画に人材育成計画があります。職員の教育・研修に関する基本方針については例えば本年度は「保育力を上げる」と明示しています。職員の目指す役割、能力の基準は「正社員園務分掌」「AIAINURESERY職務分掌表」等で明確にしています。職員の研修は「年度保育年間研修計画」表にて明確になっています。職員は「人事評価シート」で自ら課題(目標)を出し施設長との1on1を通して評価を受けます。特徴的なのは一般職員の育成にとどまらず「施設長ライセンス制度」という、施設長が努力することによって「母店施設長」(支施設を束ねる)を目指すことができる制度があることです。OJTは共育担当研修を受けた職員が新卒職員を指導し月1回1on1で評価を行い3か月ごとに経過を本部に報告する仕組みで回しています。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 子どもの尊重、基本的人権の配慮については年に1回コンプライアンス研修を受ける事で周知と理解を深めています。新入社員については「スタートアップ研修」その後の「フォローアップ研修」で周知しています。また年2回「虐待の芽チェックシート」(役割別)に子どもとの接し方や他の保育士の状況等を客観的に記録し評価・分析することで職員が相互に振り返りを行い、課題は職員会議で議論します。虐待被害にあった子どもがいる場合には速やかに関係機関と連携しながら対応する体制を整えています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の保護に関する方針はホームページや「重要事項説明書」(個人情報の取り扱いについて)に明示しています。具体的には個人情報の利用目的、利用者からの開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去請求等を明示しています。例えば、利用者の保護者会等の写真の利用については都度同意を得てからホームページに掲載しています。実習生やボランティアについては施設での禁止事項、守秘義務等十分な説明をしたうえで「誓約書」に署名をもらい周知を図っています。		

13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 利用者満足度については行事後にアンケートを行って意見をいただき、保護者会、懇談会、保護者面談の場で伺い、また日常的には送迎時の会話や「連絡帳袋」、ICTの利用と様々な場面で把握に努めています。年度末には利用者に一斉アンケートを行いそれらの声をまとめてホームページの「AIAIレポート」にアップし公開しています。職員は利用者とのコミュニケーションを高め、利用者が要望・苦情を話しやすい雰囲気を作っています。利用者との個別面談ではプライバシー保護の観点から専用の個室を用意し対応の記録を残しています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情の担当窓口は「重要事項説明書」やホームページに記載しています。苦情等に関するマニュアルは「虐待防止/苦情対応マニュアル」があり手順に沿って対応していきます。苦情があった場合、園で解決できる場合は職員会議に諮って検討し保護者に説明し解決を図っています。園での取り扱いが困難な場合は共有会議(ブロック会議、エリア会議)に上げて対応しています。苦情解決の内容は園の「運営委員会」にて議事録にまとめ全保護者に通知します。苦情情報は記録し本部へも通知します。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 教育及び保育の質について、ビデオカンファレンスで保育方法について更に良い方法がないか2カ月毎に話し合いをし、また月案週案の反省会でも話し合いを行っています。園では常に質の高い保育を目指して担当職員が月案を作成しクラス会議で話し合い(P)、実施(D)して次回のクラス会議で評価(C)し問題・課題を話し合い次回に繋げる(A)サイクルを回しています。行事についても同様PDCAサイクルを回し、行事後のアンケートを基に評価・反省を行い課題を明確にして次回に繋げています。福祉サービス第三者評価は結果を千葉県WAMNETに公開し保護者や地域に対して社会的責任を果たしています。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 業務の基本や手順はマニュアルにより明確にしています。新人育成はOJTのマニュアルに沿って行ないます。マニュアルは全園で共通なため改定は本部が行いますが、年度の途中でも必要に応じて改定します。改定に際して、園の要望などは母店施設長会議に上げて行きます。園からの改定の要望は職員の参画のもとに共有しています。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 見学の問い合わせは直接施設への電話やホームページでも対応しています。大きなイベントになる保育体験会(本年は2回)については詳細をホームページに記載し限定15組がエントリーできます。通常の見学は施設長が対応して一回につき5~6組程度を受け入れて利用者のニーズに応じた説明をしています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園前説明会で入園案内や重要事項説明書を配布し、教育内容また保育方針について詳細な説明を行い同意書の署名捺印により確認をしています。園の取組みや考え方、年間行事や日課などの説明にあたり写真やイラスト等で表示し分かりやすく工夫しています。また年度末や行事ごとに保護者アンケート調査を実施して保育実践等に関する要望を把握するとともに、個人面談(希望制による2回/年)の積極的アプローチにより、教育や保育に関する意見を聴き取り記録に残しています。さらに会社独自の教育システムや知育に関して、希望に応じて実費徴収するIQパズルなどの取組みについて懇談会でも説明しています。		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとりえて作成している。 ■ 全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント) AIAIグループ経営理念のもと、保育の理念に子どもたちを「未来の力」と位置付けて、笑顔と元気の溢れた園の創造に向けて全体的な計画を作成しており、方針・目標及び発達過程が含まれています。また年度始めに職員会議等で理念の具体化の方法や保育実践を振り返ります。今年度は園として「子どもの主体性を育む」ことを重視し取り組んでいます。また地域の実態や家庭の背景について、保育体験会等で見学者の意見を参考にするほか、民生員の協力を得ながら地域の実態やニーズを把握し高齢者との交流や園行事の取組みに活かしています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 全体的な計画を基に、年齢ごとの年間指導計画、月案、週案を作成し、定期的な反省にも努め、クラス会議や職員会議で共有することで目標到達に向けた保育実践に繋げています。また乳児や特別な配慮が必要な子どもに対して個別の指導計画を作成しています。さらに各年別発達過程に応じた指導計画では養護と教育の側面からねらいを設定し、一人ひとりの成長や個性を尊重した保育実践を具体化しています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 子どもが安心して信頼感をもてるように話を遮ったり中断せず受け止め、主体性を発揮できるような言動を重視しています。また大人都合で解釈したり子どもに対して偏見を持たずに、「どうしてだろう」と、常に子どもの立場になって理解するよう努めています。玩具の種類は豊富で子どもたちが好きな時に好きなものを選ぶことができ、いつでも自らが取り出して遊べるよう棚を配置するなど構造や設備は子どもに適した細やかな環境設定に配慮し充実しています。各教室内の掲示物は子どもに関する内容に限定し、それ以外の紙媒体等の吊り下げもなくし環境を整備しています。異年齢保育の取組みでは素材や用具、玩具の選択を保育士が工夫しながら発達段階に対応しています。また自由に遊べて危険のない玩具の形状やサイズを適切に選択し、日々の巡視で破損の有無など安全面に心がけています。保育士の創意工夫による手作り玩具等についても管理者が安全性をチェックの上で使用を許可し、子どもの主体的な活動の整備に繋げています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 前年度の評価を踏まえて職員間で行事企画を検討し、地域との交流や自然と接する機会を持つよう工夫し取り組んでいます。四季の大行事(4回/年)を取り入れ、園の夏祭りでは実際に御神輿作りから子どもと一緒に取り組み、夏野菜(トマトやオクラ)の栽培や近隣農家の協力による親子で参加できる芋ほり体験会など、身近に季節を感じさせることができています。公共交通機関(特急電車の利用)の乗車体験による遠足など社会体験の機会を作ったり、今後は「敬老の日」や「運動会」の行事に参加し交流を推進する予定です。また日頃の散歩や外遊びにおいても、「おさんぽマップ」に興味をもてるように立体的に掲示し、戸外遊びを通じて日常的に地域や社会に関わる機会を創出しています。普段から生き物や植物に関心を持てるよう意識して声かけを行いながら、季節感や命の大切さを育む取組みを行っています。また地域の方と挨拶することで小さな交流が生れたり、手作り品(あみぐるみ)を通じた高齢者との関わりもあり、社会性の基礎を培うよう目指しています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもとの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 保育士は子ども同士がお互いの思いや考えを伝え合えるようサポートして、子どもに寄り添いながら、気持ちを引き出し代弁するよう配慮しています。また一人ひとりの個性を受け止めながら、異年齢保育では小さい子の面倒をみたり、別クラスでの遊びや異年齢と楽しみながら遊べるように環境設定をしています。特に、子ども間でのトラブルにおいては子どもの行動を見守り必要に応じて仲裁しながら、相手の立場になって「どうして怒っているのか」「なぜ泣いているのか」など気持ちを表現できるよう援助したり、丁寧に生活の決まりやルールを伝えるように関わります。幼児クラスの当番(2人/日)は朝会、給食等の役割を担い交代し果たすように取り組んでいます。また順番を守ることや、警察署による交通ルールの指導機会を設けて社会的ルールの基礎を培うことを目指しています。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援は、個別の指導計画を立案して実践し、職員会議などを通じて共有しています。気になる園児への支援について、職員間で発達に関する情報共有をするとともに、市役所の専門職による巡回や同系列の児童発達支援事業所(AIAI PLUS)等からアドバイスを受けることで、どんな支援をしていくべきか専門的なプログラムを基に、個別計画に反映し保育士間で共有しています。実践では、その子の個性を理解して伝わるような声かけや無理なく過ごせる環境を援助をしながら、子ども間の関わりも無理なくできるように配慮しています。気になる子どもの細かい情報や対応に関しては職員会議や昼礼などで共有しており、変則勤務も多いという職場の特徴を鑑みて必要に応じて、より周知しやすくなる様な改善に向けた取り組みも期待します。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント) 延長保育では異年齢と一緒に過ごす保育環境であることから、落ち着きやすい年齢で区切り(0歳児、1・2歳児、3～5歳児)、長時間の利用でも無理なく楽しく過ごせるようにしています。また年齢にあった遊具で、遊びにスムーズに入れるような言葉かけやきっかけづくりを意識しています。また保育士は各々のインカムを使いながら相互に連絡し、協力し合うことで子どもが安心して過ごせるような体制を維持しています。全職員は周知ノート(伝達ノート、連絡ノート)等の書面で引継ぎしており、また連絡事項をボードに纏め、必要な情報を担当職員が確認しています。保護者にも漏れなく伝達する体制を整え連絡アプリ(CCS NOTE)の活用による連絡を実施しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 家庭生活との連続性を重視して保護者と積極的に連携を図るよう取り組んでいます。日常の情報交換ツールとしてアプリのチャット機能(CCS NOTE)を通じて、検温や午睡の様子や食事摂取量などが自動配信され状況確認できる体制にしています。また送迎時の挨拶や子どもの様子を直接に伝えるなど意識的に会話しながら、日常のコミュニケーションも大切にしています。一人ひとりの保護者とは、クラス別保育参観(2回/年)や懇談会、個人面談を実施して、子どもの発達や育児について個別の相談に応じる機会を設けております。毎月発行される園だより、給食だよりや献立表などを配信し、ブログを活用したクラスの活動状況や行事等を写真付きで更新しています。保護者からの要望や質問事項について、回答を掲示しています。また就学に向けて市保育運営課、幼保こ小(幼稚園・保育園・こども園・小学校)と連携し、重要事項説明書による同意のもと、担任が就学に向けて保育要録を作成、就学予定の小学校に情報提供を行います。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント) 登園児の保護者からの申し送りや視診や検温などから健康状態把握を実施して保育日誌に記録し、一人ひとりの日々の変化や健康状態について保育士間の共有も可能です。嘱託医による内科検診(2回/年)・歯科検診(1回/年)、尿検査(5歳児)、身体測定(毎月)を行っています。嘱託医に子どもの健康上の相談や心配事を質問できる体制にあります。午睡チェック(CC SENSER)による乳幼児突然死症候群(SIDS)予防への取り組みを実施し保護者に配信しています。うつ伏せ寝になる子どもへの注意喚起について掲示物のみならず、口頭による個別の確認も行います。また不適切な養育の兆候や園内における子どもの体調に関して、職員間で必ず周知、施設長の指示を仰ぎ対応しています。また保護者との連絡調整により、状況に応じて受診を勧める等の対応を行います。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント) 事務所内には体調不良に備えて医務スペースがあり、安静保持ができるようカーテンの仕切り、臥床マット、救急箱等を準備しており、保育士が付き添い見守り対応を行います。感染症や疾病等があった場合、保育士間で直ちに対応、対処を実施し、情報共有と予防策や環境設定に取り組むよう体制を整備しています。保育中は子どもたちの変化を観察し体調の悪化や、怪我が発生した場合、状態を保護者に伝達し、主治医や嘱託医などの協力を得られる体制にあります。園内で感染症が発生した場合、発生状況の掲示や注意喚起を行います。また自治体や保健所への報告とともに助言を受けて感染拡大の防止に努めます。また嘔吐処理に関する研修や薬品の管理、保管場所などについて全職員の周知に繋がるよう研修を実施します。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 食育の全体計画に基づき子どもが食に興味を持てるよう、またより良い食育を目指して栄養士、調理士による給食会議や職員会議(1回/月)で食育活動の評価や検討をします。歌や絵本や紙芝居、紙人形やクイズ、マナーセットなどの教材活用、栽培から収穫、クッキングから地域への親しみを持てるまでをねらいに具体的に工夫して取り組んでいます。実際の野菜栽培(トマト、オクラ)活動では大きくなる喜びや、調理体験により育て食べられる嬉しさを味わう一連の体験から、人や自然に対する感謝の気持ちを育めるよう環境を提供しています。給食も無理強いないよう全体周知を行い、発達に合わせて子ども用のテーブルや椅子の大きさや高さを変えることで落ち着いて食事ができるように配慮しています。「アレルギー症状対応マニュアル」「給食提供マニュアル」を整備し、また宗教食の対応も申込申請により個別の献立表を作成し実施しています。食事提供にあたり保護者の承認を得たうえで、給食担当と保育士によるダブルチェック体制で実施し、色分けしたトレーや食具、エプロン等で誤食の防止策を徹底します。またアプリによる献立表の配信のほか、「ぱくぱくだより」(1回/月)を発行し、保護者との交流に役立ちます。こうした丁寧な食育活動についてアプリ配信や掲示板に写真・コメント付きで紹介するなど記録も整備しています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 子どもが快適に過ごせるようマニュアルに基づいた環境設定に努め、また掃除チェック表を活用した整理整頓や衛生管理体制を整備しています。定期的な窓での換気や温湿度計の確認により室内環境を適正に保持、また換気口の設置、空気清浄機、エアコンの設備等により清浄化を徹底しています。園内で子どもは裸足で活動し、冬季には床暖房を使用するため、トイレでは子ども用のスリッパ(消毒済み)を使用しています。保育士が歌に合わせて一緒に行う手洗いやペーパータオルを使用する様子を手本に、今では乳児も嫌がらず習慣化し励行しています。午睡時はオルゴール(クラシック等)音楽で入眠しやすい環境を整えています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 「事故防止マニュアル」「危機対応、安全管理マニュアル」を整備し、園環境での事故防止に取り組んでいます。また研修会や会議を開催して職員間で周知するように努めています。重度事故発生(医療機関の受診)はなく、例えば遊具等による顔面打撲などの場合、軽度事故発生として状況を書面で記録報告、写真撮影等により保護者へ即時連絡しています。また対処および職員間での状況分析と対策を検討し、本部報告までの体制を整備しています。事故報告書、ヒヤリハット報告書を回覧、チェック捺印で共有を図り、各職員の注意喚起と事故防止に繋げています。また日々、危険箇所の目視による安全確認や、大型遊具の安全チェック表、自主検査チェック表(閉鎖障害等)を活用した安全点検を実施し、事故防止に努めています。外部からの不審者等の対策としてエントランスおよび各教室に防犯カメラを設置、不審者対応訓練も実施しています。訓練の実施評価から子どもの誘導を含む全体周知に関して課題解決を期待します。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 大規模な地震や火災など非常災害発生時の危機的状況においても、冷静な判断で子ども一人ひとりの安全を確保し、避難誘導、安否確認の徹底ができるよう訓練を重ねています。非常時に備えた定期的な避難訓練(1回/月)では様々な状況想定で訓練を実施、家庭と連携した引き渡し訓練も行います。また消防立ち合い下で、年1回以上は通報訓練、避難誘導や初期消火を含む避難訓練を実施、評価しています。「危機対応・安全管理マニュアル」の読み合わせを実施し各職員災害の時の役割分担を理解するよう努めています。また子どもにも理解しやすいようなイラストや絵、クイズ形式などで避難の仕方を丁寧に説明し、また「おさんぼマップ」を立体的に作成して避難場所の中学校を「ひらがな」で明記しています。各教室や廊下に避難経路を掲示、また事務室内には自動火災通報装置、火災時の消防署へ通報が迅速にされる体制を整備しています。備蓄品は食糧、水分等を取り出しやすいよう収納庫に保管しています。また近隣住民の厚意により、いざという時には避難場所として駐車場の活用も提案されています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 保育園体験会や子育て相談会を開催、また園見学や園庭の大型遊具AINIを開放するなど、「笑顔と元気があふれるもう一つの家」としての園の特徴や取組みを説明し交流の機会を提供しています。子育てに不安がある保護者への支援として「子育て相談コーナー・ヒアリングシート」を活用して地域のニーズを把握し、保育経験を活かしたアドバイスをしています。また日課として公園までのお散歩時、近隣住民の方と挨拶を交わすほか、児童センター、キッズルームを訪問して地域の人との交流を大切にしています。エントランスには園だよりや案内パンフレットを配置し情報提供しています。さらに地域の自治会や民生員等の協力により、行事に参加し交流できる機会を検討予定です。</p>		